

世田谷区立深沢中学校 P T A 規約

第 1 条	第 1 章 名 称 本会は世田谷区立深沢中学校 P T A という。
第 2 条	第 2 章 目 的 本会は保護者及び教職員が生徒の教育について一体となって協力し、家庭・学校・社会における福祉の増進を図るとともに、会員相互の啓発と親睦に努めることを目的とする。
第 3 条	第 3 章 方 針 本会は目的を達成するために次の方針に従って活動する。 (1) 生徒の心身の健全な成長を図るため、家庭と学校の連絡を緊密にし、教育的環境を整えるための活動をする。 (2) 本会は自主独立のものであって、他の団体又は機関の支配や干渉を受けない。 (3) 学校の人事その他管理には干渉しない。
第 4 条	第 4 章 会 員 この会は、この会の目的に賛同して入会した次の者を会員とする。 (1) 本校生徒の保護者（以下「保護者」という） (2) 本校の教職員（以下「職員」という）
第 5 条	この会に入会しようとする保護者又は職員は、この会に入会を届け出るものとする。但し、保護者又は職員が年会費を納入したときは、入会を届け出たものとみなす。
第 6 条	会員は、書面で退会を届け出ることにより、いつでも退会することができる。 2 会員が次のいずれかに該当したときは、退会したものとみなす。 (1) 保護者の会員の家庭から本校に在籍する生徒がいなくなったとき (2) 職員の会員が本校に勤務しなくなったとき
第 7 条	会員は世田谷区立中学校 P T A 連合協議会の会員となる。
第 8 条	第 5 章 会 計 この会は、会員が納入する年会費によって運営する。
第 9 条	会計は総会で認められた予算に基づいて行い、会計監査を経て総会に報告する。
第 10 条	この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
第 11 条	第 6 章 役員及び会計監査 この会に次の役員及び会計監査を置く。（以下、「役員等」という） 会長 1 名 副会長 4 名以上（副校長含む） 書記 3 名以上 会計 2 名以上 会計監査 2 名（保護者）
第 12 条	役員等の任期は 1 年とする。但し、再選することができる。 2 役員等に欠員を生じたときは運営委員会において補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
第 13 条	役員等は総会において選出する。選出方法については細則に定める。
第 14 条	役員等の任務は、次のとおりとする。 会長 この会を代表し、会務をつかさどる 副会長 会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する 書記 この会の議事録を記録し、庶務を行う 会計 この会の会計事務を処理する

会計監査 この会の会計を監査し、その結果を総会において報告する

第 15 条	第 7 章 総 会 全会員をもって構成され本会の最高議決機関であり、その定足数は全会員の 3 分の 1 (委任状を含む) とする。
第 16 条	総会の議決は、出席者又は表決書面の過半数による。
第 17 条	総会は会長が招集し、開催方法等は役員会で定める。
第 18 条	但し、運営委員会が必要と認めたときは、会長は総会を招集しなければならない。 総会は、次の事項について審議し、議決する。 (1) 前年度の決算報告の承認 (2) 新年度活動計画及び新年度予算の承認 (3) 役員及び会計監査の承認 (4) 規約改正、年会費その他この会の運営上重要と認められる事項
第 19 条	第 8 章 運営委員会 運営委員会は、全役員、各委員会の代表者でこれを構成する。
第 20 条	運営委員会は、総会の議決に基づき、本会の活動及び運営について審議し、議決する。
第 21 条	運営委員会の定足数は構成員の 2 分の 1 とし、議決は出席構成員の過半数による。
第 22 条	運営委員会は、役員会が必要と認めるときに開催することができる。 2 運営委員会は、いずれも会長が招集する。
第 23 条	第 9 章 役員会 役員会は、全役員でこれを構成する。 2 役員会は、総会又は運営委員会から付託された事項について企画立案するほか、会務全般を処理する。
第 24 条	第 10 章 委員会及び臨時委員会 この会に委員会を置く。委員会の設置については細則で定める。
第 25 条	運営委員会は、必要に応じ、臨時委員会を設けることができる。
第 26 条	委員会及び臨時委員会を構成する委員の数は、いずれも運営委員会が定める。
第 27 条	第 11 章 個人情報保護 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得・利用・管理・廃棄については、個人情報保護法に則り、適正に行う。 2 会員の個人情報は本会の活動のためにのみ利用する。
第 28 条	第 12 章 細 則 本会の運営に関する必要な細則または内規は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。
第 29 条	運営委員会は、細則や内規を制定又は改廃したときは、次の総会にて報告する。
第 30 条	第 13 章 付 則 本規約は昭和 51 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

令和 2 年 3 月 改正

世田谷区立深沢中学校 P T A 規約細則

第 1 章 会 費

第 1 条 年会費は、総会の議決により定める。

2 会員は、毎年1回所定の年会費を納入する。

3 保護者会員は、年会費にその在籍生徒数を乗じた額を納入する。

4 中途転入した生徒の保護者は、月割りで納入する。

5 年度の途中で退会しても、年会費は還付されない。

第 2 章 役員及び会計監査委員の選任

第 2 条 役員及び会計監査委員の選出を行うため、選考委員会を置く。

第 3 条 選考委員会の任務は次のとおりである。

- (1) 推薦された候補者について審議する。
- (2) 候補者の指名は被候補者の同意を得る。
- (3) 選考委員会と役員会は互いに協力して候補者の選出をする。
- (4) 総会までに次年度の役員等候補者を全会員に知らせる。

第 3 章 常置委員会及び臨時委員会

第 4 条 常置委員会としては学年委員会、文化厚生委員会、広報委員会、校外委員会を置く。

第 5 条 各委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 学年委員会は、学年及び学級の保護者同士の親睦や円滑な学級運営を図る。
- (2) 文化厚生委員会は、会員の啓発と福利厚生を図る。
- (3) 広報委員会は、PTA活動の状況を伝達し、会員相互の連絡を図る。
- (4) 校外委員会は、校外における生徒の健全育成を図る。

第 6 条 各委員会は、委員長1名、副委員長複数名を互選し、委員長はその会を代表し、副委員長はこれを補佐する。

第 7 条 臨時委員会は運営委員会において必要と認めたときに設置し、その任務を終えたとき、解散する。

第 8 条 校長は必要に応じてすべての集会に出席して意見を述べることができる。

第 4 章 慶弔等

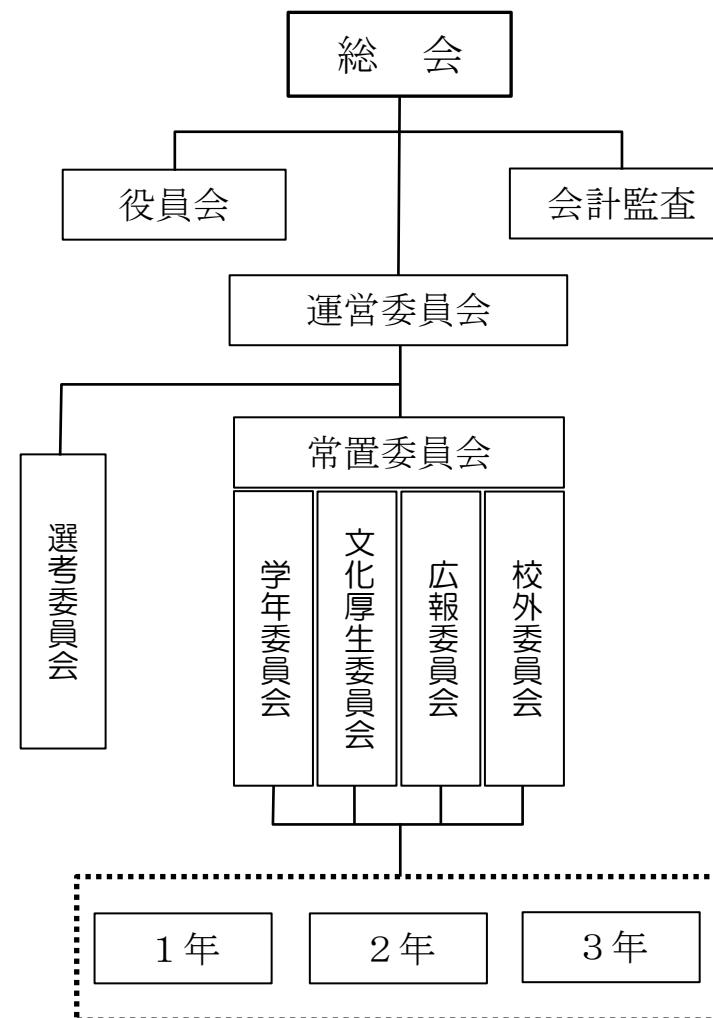
第 9 条 会は次の事項において慶弔等を行う。

- (1) 教職員が結婚したときの祝い金は、10,000円とする。
- (2) 会員、生徒及び教職員の配偶者が死亡したときの香典は、10,000円とする。
- (3) 会員以外の学校関係者が死亡したときは、香典、弔電、供花等をすることができる。その場合の対応は役員会が決定し運営委員会に報告する。なお、費用については10,000円までとする。

第 5 章 付 則

第 10 条 本規約細則は昭和51年4月1日よりこれを施行する。

令和2年3月 改正



世田谷区立深沢中学校 P T A

〒154-0014

東京都世田谷区新町1丁目26番29号

TEL : 03-3703-0158 (代表)

《問い合わせ先》

fukasawachugaku.pta@gmail.com

氏 名

※この PTA 規約は在籍中保管のこと